

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第90号
2012年5月15日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川務会計事務所
株布川計算センター
編集責任者 高橋毅志

災害復興貸付のご案内

第4課 金子 賢一

日本政策金融公庫では、「東日本大震災」により被害を受けた皆様の復旧・復興を支援するための災害復興貸付制度を、平成25年3月まで延長することになりました。

	利率 (3年間)	利率 (4年目から)	返済期間
運転資金	0.75%~	1.65%~	15年以内
設備資金	0.25%~	1.15%~	20年以内

*上記の利率は罹災証明(被災証明)が取得できた場合の最低利率です。

*融資限度額 6,000万円(上記の利率は3,000万円まで)

*保証人・担保は原則不要です。

*利率は平成24年4月30日現在の基準料率を基にしたもの

お気軽にご相談下さい。

「平成24年度税制改正について」

第3課 屋代 一樹

平成24年度がスタートいたしました。今年度注目すべき税制改正をご紹介します。今回ご紹介した以外にも改正はございます。詳細は、担当者までお問い合わせください。

法人税関係

1. 中小法人に対する法人税の軽減税率が引き下げられます!

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に開始する事業年度から

【内容概略】中小法人の所得金額で800万円以下の場合の税率22%(現行18%)が平成24年4月1日以後開始事業年度から15%に、平成27年4月1日以後開始事業年度から19%、800万円超の場合の税率30%も25.5%に改正されます。

2. 震災復興財源確保のため、期間限定で法人税に上乗せがされます!

【適用期間】平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する事業年度

【内容概略】震災復興財源確保のため、3年間限定で法人税額に10%上乗せされます。中小法人の場合、所得金額800万円以下の法人税率は、 $15\% \times 1.1 = 16.5\%$ 、800万円超の場合、 $25.5\% \times 1.1 = 28.05\%$ となります。

※この改正は法人税の上乗せという「増税」ですが、1の法人税率引き下げの実施とセットで行われるため、トータルでは「減税」になっています。

3. 中小法人の繰越欠損金の繰越控除期間が延長されます!

【内容概略】平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額から中小法人においては、繰越欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長されることとなります。

所得税関係

1. 震災復興財源確保のため所得税及び住民税に上乗せが行われます!

【適用期間】所得税(個人)平成25年から平成49年までの各年(25年間)
同(法人)平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)
住民税(個人)平成26年度から平成35年度(10年間)

【内容概略】個人の国内居住の永住者は、全ての所得に対する所得税の額に2.1%の付加税が、内国法人は、利子及び配当等に対する所得税の額に2.1%の付加税が上乗せされます。

2. 給与所得控除が見直しされます!

【適用期間】所得税 平成25年分以後(平成25年1月分の源泉徴収から)
住民税 平成26年度分以後(平成26年6月分の徴収から)

【内容概略】給与収入金額が1,500万円を超える者の給与所得控除額の上限額(245万円)を設けることとしました。

※これまでの給与所得控除は、給与収入に応じて控除額が増加していく仕組みとなっていましたが、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するわけではないため、給与所得控除額に上限が設けられることになりました。

次期経営計画の策定を実施しました

第4課 根本 卓之



(写真左から:猪瀬社長、根本)

今回ご参加いただきましたのは、つくば市谷田部で、自動車及び自動二輪等の販売修理を営んでおられます株式会社釜屋モータース代表取締役の猪瀬社長です。

今回が初めての次期経営計画の策定となりました。内容は、前期の決算の説明から始めて、今回の目標値の策定までを行いました。

《社長さんからのコメント》父から会社を引き継いで1年足らずです。今回、根本さんの詳しい説明を聞いて、今まで気づかなかった事や、これからの目標が少しずつ見えてきました。これからもご協力よろしくお願いします。

《担当者から一言》今回は社長様にとって初めての次期経営計画への参加でしたので、少し理解しにくいところがあったかも知れません。今後もぜひご参加頂き少しでも経営にお役立て頂ければと思います。

職員紹介 29

氏名 : 中島 剛 入所年月日 : 平成24年4月 所属課 : 第1課



前職は会計と関係の無い仕事をしていましたが、学生時代に会計の勉強をしていたこともあり、以前から希望していたこの業界に飛び込みました。まだまだ先輩方々のような知識・経験はありませんが若さを武器に、元気よく誠実に仕事をしていき、信頼される人間になっていきたいと思っております。

一日も早く関与先の皆様のお力になれるよう日々精進していく所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

〔上司の一言〕

中島君が1課に配属されて半月余りがたちました。まだ日も浅いのに私の依頼した仕事を正確にしかも早く終わらせています。又昼休みに税法の本を読んでいるところをたびたび見かけます。彼の仕事に対する意気込みを感じながら、早く一人前の監査担当者になすべく責任を感じています。(所長代理 殿岡勝夫)

編集後記

確定申告の繁忙期を避け、かわらばんの発行時期をずらさせていただきました。今回は新年度の税制改正のうち特に留意していただきたいポイントを掲載しました。わかりやすい文章を心がけておりますが、ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。(高橋 毅志)